

蒲郡市的人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の定員の状況

部門		職員数		対前年増減数
		R6 年度	R7 年度	
一般行政部門	議 会	6 人	6 人	0 人
	総 務	113	116	3
	税 務	32	34	2
	民 生	226	237	11
	衛 生	76	77	1
	農林水産	14	14	0
	商工・観光	18	19	1
	土 木	57	61	4
小 計		542	564	22
特別行政部門	教 育	51	60	9
	消 防	111	112	1
小 計		162	172	10
普通会計 計		704	736	32
公営企業等 会計部門	病 院	469	483	14
	水 道	20	19	△1
	下水道	21	19	△2
	その他の	51	50	△1
小 計		561	571	10
合 計		1, 265	1, 307	42

(2) 職員数の推移（各年 4.1 現在）

年度 部門別	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	人 508	人 521	人 537	人 533	人 542	人 564	人 56 (11.0%)
教育	53	49	56	53	51	60	7 (13.2%)
消防	112	112	109	111	111	112	- (-%)
普通会計 計	673	682	702	697	704	736	63 (9.4%)
公営企業会計 計	534	535	547	550	561	571	37 (6.9%)
合 計	1, 207	1, 217	1, 249	1, 247	1, 265	1, 307	100 (8.3%)

(注) 職員数は一般職（教育長を含む(29 年度まで)）に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、会計年度任用職員（R1までの非常勤・臨時）は除いています。

(3) 採用・退職者の状況 (R6.4.2～R7.4.1 採用者、R6 年度退職者)

区分	定年退職者	勧奨退職者	普通退職者	退職者 計	採用者
市長部局	7	-	77	84	133
	1	-	14	15	34
	-	-	19	19	29
	5	-	44	49	70
	1	-	-	1	-
議会事務局	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
消防本部	-	-	-	-	1
	-	-	-	-	1
教育委員会	-	-	6	6	6
	-	-	2	2	2
	-	-	-	-	-
	-	-	4	4	4
監査事務局	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
計	7	-	83	90	140

(注) フルタイム再任用職員・任期付職員（ともに退職時は普通退職扱い）を含みます。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

対象者	全職員	
対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
評価項目	能力評価	業績評価
評価区分	T1～T6の6段階評価	
評価回数	年2回	年1回

※達成度基準表

区分	達成程度
T1	目標を上回る
T2	ほぼ目標どおり
T3	やや目標を下回る
T4	大きく目標を下回る
T5	未着手
T6	実施時期未到来

(2) 人事評価への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	蒲郡市	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

3 職員の給与の状況

I 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R7.3.31)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 5年度の人件費率
77,159人	46,583,808千円	7,244,919千円	15.6%	14.3%

(注) 人件費には、特別職等に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
726人	2,518,553千円	568,917千円	1,041,478千円	4,128,948千円	5,687千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。

2. 職員数(再任用短時間勤務職員を含む)は、令和6年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R7.4.1現在）

区分	一般行政職職員		全職員	
	蒲郡市	国	蒲郡市	国
平均給料月額	325,900円	332,237円	328,900円	345,458円
平均給与月額	381,823円	414,480円	381,934円	424,979円
平均年齢	39.8歳	41.9歳	38.3歳	41.8歳

(注) 1. 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の合計額の平均です。(国は、単身赴任手当、特地勤務手当などを含みます。)

(4) ラスパイレス指数の状況

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ラスパイレス指数	101.2	100.9	100.3	100.6

(注) 1. ラスパイレス指数とは、一般行政職の各経験年数別の平均給料月額を国家公務員を100とした場合と比較したものです。

(5) 職員の初任給の状況（R7.4.1現在）

区分	大学卒	蒲郡市		国	
		初任給	採用2年後給料額	初任給	採用2年後給料額
一般行政職	大学卒	225,600円	234,400円	220,000円	230,000円
	高校卒	194,500円	207,400円	188,000円	201,000円
技能労務職	高校卒	211,000円	220,900円	—	—
	中学卒	192,500円	205,000円	—	—

(注) 1. 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受け取ることとなる給料額を掲げてあります。

2. 国の大学卒の初任給は、一般職（大卒）の額です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (R7.4.1現在)

経験年数	一般行政職				
	大学卒		高校卒		
	蒲郡市	国	蒲郡市	国	
10~15年	300,100円	304,700円	276,000円	264,000円	
15~20年	339,200円	347,800円	317,600円	294,200円	
20~25年	371,800円	380,300円	338,400円	328,500円	
25~30年	402,700円	401,800円	382,100円	362,800円	
30~35年	418,000円	411,600円	392,800円	385,500円	
35年以上	442,600円	413,900円	397,800円	389,600円	

(7) 一般行政職級別職員数の状況 (R7.4.1現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事	主事	主事補	
職員数	10人	10人	65人	53人	65人	97人	65人	57人	422人
構成比	2.4%	2.4%	15.4%	12.5%	15.4%	23.0%	15.4%	13.5%	100.0%
1年前の構成比	2.0%	3.8%	12.5%	12.8%	15.3%	25.8%	15.0%	12.8%	100.0%

II 職員手当の状況

(1) 期末勤勉手当 (R7.4.1現在)

区分	蒲郡市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6ヶ月期	1.25月	1.05月	1.25月	1.05月
12ヶ月期	1.25月	1.05月	1.25月	1.05月
計	2.5月	2.1月	2.5月	2.1月
その他	職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり		職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり	

(2) 地域手当 (R7.4.1現在)

支給対象職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	163,785円		
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一般職員	8.0%	1,230人	4%
医師	16%	69人	16%
任期付教員	8.5%	8人	—

(注) 平成18年度に調整手当から地域手当に変更しています。

(3) 退職手当 (R7.4.1現在)

区分	蒲郡市		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)	
退職時特別昇給	平成12年度から制度廃止		平成16.5.1から制度廃止	
1人当たり平均支給額	2,350千円	19,770千円		

(注) 1 1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額です。

2 支給額は退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給月分を乗じた額が支給されます。

(4) 時間外勤務手当 (R6 年度普通会計)

年度	内容	支給額
R6 年度	支給総額 職員 1人当たり支給年額	176,148 千円 243 千円
R5 年度	支給総額 職員 1人当たり支給年額	179,648 千円 249 千円

(5) 特殊勤務手当 (R6 年度普通会計)

内 容	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	19.5%
支給対象職員 1人当たり平均支給年額	188 千円
手当の種類 (手当数)	8 種類
代表的な手当の名称 (危険・困難・不快・不健康な業務に対する手当)	消防手当 衛生手当

(6) その他の手当 (R7.4.1 現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異
扶養手当	配偶者 (行政職給料表 7 級以下) 月額 6,500 円 子 月額 11,500 円 父母等 (行政職給料表 7 級以下) 月額 6,500 円 父母等 (行政職給料表 8 級) 月額 3,500 円 16 歳以上 22 歳未満の子の加算額 月額 5,000 円	同
住居手当	借家限度額 月額 28,000 円	同
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 月額 150,000 円 交通用具利用者 2Km 未満 支給なし 2Km~ 5Km 月額 2,500 円 5Km~10Km 月額 5,000 円 以下 5Km 区分ごとに 2,500 円加算 最高額 40Km 以上 月額 22,500 円	同 2,000 円 4,200 円 2,900 円加算 40Km~45Km 月額 24,400 円 45Km~50Km 月額 26,200 円 50Km~55Km 月額 28,000 円 55Km~60Km 月額 29,800 円 60Km 以上 31,600 円

III 特別職の報酬等の状況

(1) 特別職の報酬等 (R7.4.1 現在)

区分	給料または報酬月額	期末手当の支給割合		
		6 月期	12 月期	計
市長	927,000 円			
副市長	781,000 円			
教育長	697,000 円			
議長	532,000 円			
副議長	489,000 円			
議員	457,000 円			
		1.725 月	1.725 月	3.45 月

(注) 1. 平成 18 年 4 月 1 日から収入役を廃止し、市長・副市長の退職手当の支給率を従前の 1/2 に改定しています。

2. 平成 22 年 4 月 1 日から特例条例を廃止し、減額改定を行っています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間

勤務時間	月曜日から金曜日までの各日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (休憩時間を除き 4 週間を超えない期間につき 1 週間当り 38 時間 45 分)
休憩時間	正午から午後 1 時まで
休 日	週休日（土、日曜日）、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

（注）職務又は職場の特殊性によって、特別の形態で勤務する職員もいます。

(2) その他の勤務条件（主な休暇の種類）

区分	事由	付与日数
年次有給休暇		1 年につき 20 日
病気休暇 (有給)	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	90 日の範囲内でその療養に必要と認める期間
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髓液の提供希望者として登録を行う場合、又は骨髓液移植のため、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合	必要と認められる期間
	自発的、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（専ら親族に対する支援となる活動は除く）	1 の年度において 5 日以内の期間
	職員が結婚する場合	連続する 5 日以内の期間
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年度において 5 日（体外受精等の場合は 10 日）以内の期間
	8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合＜産前休暇＞	出産の日までの申し出た期間
	女性職員が出産した場合＜産後休暇＞	出産の日の翌日から 8 週間
	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
	交通機関の混雑のため、妊娠中の女性職員の健康維持を図る場合	1 日 60 分以内の期間
	妊娠中又は出産後の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	職員の妻が出産する場合	2 日の範囲内の期間
	職員の妻が出産する場合であって、産前 8 週間（多胎妊娠の場合は、14 週間）前の日から出産日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子を養育する場合	当該期間内における 5 日の範囲内の期間
	9 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員がその子の看護等をする場合	1 の年度において 5 日（2 人以上は 10 日）以内の期間
	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護・世話をする場合	1 の年度において 5 日（要介護者 2 人以上は 10 日）以内の期間
	親族が死亡した場合	親族に応じ定められた期間

	父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後 15 年以内） のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため認められる場合	7 月から 9 月までの期間内における 5 日の範囲内の期間（業務の繁忙期等で困難な場合、6 月から 11 月までの期間）
介護休暇 (無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内の期間
介護時間 (無給)		介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の期間
子育て部分休暇 (無給)	小学校就学の始期から 9 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(3) 年次有給休暇の取得状況 (R6 年度実績)

区分	人 数	日 数	1 人当たり日数
本庁等	462 人	6,299.7 日	13.6 日
保育園	122	1,647.2	13.5
消防	108	1,546.4	14.3
競艇	24	293.6	12.2
病院（医療）	477	5,593.1	11.7
計	1,193	15,380.0	12.9

(4) 育児休業等取得者の状況

① 育児休業取得者

区分	R6 年度中に新たに取得した職員数	R5 年から継続して取得した職員数
女性職員	29	36
一般事務職	8	7
保育職	5	12
医療職	16	17
男性職員	9	-

② 部分休業取得者

区分	R6 年度中に新たに取得した職員数	R5 年から継続して取得した職員数
女性職員	34	17
一般事務職	5	-
保育職	3	-
医療職	26	17
男性職員	1	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (R6 年度)

(単位 : 人)

処分の事由		処分の種類	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号	-	-				-
心身の故障の場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号 第 2 項第 1 号	-	-	11			11
職に必要な適格性を欠く場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 3 号	-	-				-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号	-	-				-
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号			-			-
条例で定める事由による場合	地方公務員法第 27 条第 2 項			-	-		-
計		-	-	11	-		11

(注) 分限処分とは、心身の故障、刑事事件での起訴など職務が十分に果たせない場合において、公務能率の維持を目的に行う処分です。

(2) 懲戒処分の状況 (R6 年度)

(単位 : 人)

処分の事由		処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号	-	-	2	1	3	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号	-	-	(1)	(1)	-	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号	-	-	(2)	(1)	-	
計		-	-	2	1	3	

(注) 懲戒処分とは地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を目的に行う処分です。また、()内数字は同一職員が複数の処分事由に該当したため()にて計上

6 職員の服務の状況

(1) 服務制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、新規採用予定者研修を始め各種研修等において服務制度に係る研修を実施しました。

また、隨時、通知文書により、服務規律の徹底を図っています。

(2) ハラスメント対策

ハラスメント（セクシュアル・パワー・モラル・妊娠、出産、育児又は介護）の防止及び排除に関する要綱を定めています。29 年度からは新たに外部相談員（ヘルpline）を設置して職場におけるハラスメントの防止に努めています。

(3) 営利企業等への従事許可状況 (R6 年度)

区分	地区役員等	農業・不動産収入	計
市長部局	27 人	8 人	35 人
議会事務局	1	-	1
消防本部	2	5	7
教育委員会	1	1	2
監査事務局	-	-	-
計	31	14	45

(4) 時間外・休日勤務の状況 (R6 年度)

区分	時間外・休日勤務	
	時間	時間/人
市長部局	112,225	126.7
議会事務局	730	182.5
消防本部	18,346	206.1
教育委員会	6,846	297.7
監査事務局	174	174.0

7 職員の退職管理の状況

再就職情報の届出

働きかけ規制の実効性を高めるため、再就職した元職員（課長級以上）に対し、離職後 2 年間、再就職先情報の届出を義務付けています。

R6 年度届出 1 件

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況 (R6 年度)

	研修名	研修日数	受講者数
新規採用	新規採用予定者研修	4 日	58 人
	新規採用職員前期研修	0.5	40
	新規採用職員後期研修	4	42
	新規採用会計年度任用職員研修	0.5	13
	新規採用任期付職員研修	-	-
一般研修	初級職員研修	3	17
	中級職員研修	3	15
特別研修	公務員倫理研修	0.5	43
	接遇研修	0.5	42
	安全運転研修	延 2.5	245
	普通救命講習	-	-
	地方自治法研修	1.5	16
	地方公務員法研修	1.5	13
	ハードクレーム対応研修	1	22
	人事評価者研修	延 1	14
	人事評価被評価者研修	延 1	43
	接遇基本研修 （管理職向け）コンプライアンス・ハラスメント防止研修	延 5	264
	（一般職向け）ハラスメント防止 e ラーニング研修	延 2	157
	やさしい日本語研修	延 59	177
	法制執務研修	0.5	29
	L G B T 理解研修	0.5	34
	ゲートキーパー養成研修	延 1	19
	D S . I N S I G H T 実践研修	延 1	59
	E B P M 研修	延 1	9
	A c r o c i t y × B I を活用したデータ分析研修	0.5	49
	k i n t o n e 勉強会	0.5	14
	内製型 R P A (W i n A c t o r) シナリオ作成研修	0.5	16
	アカデミックハラスメント防止研修	0.5	18
	避難所開設担当職員（地震等）ペット同行避難訓練	0.5	13
	避難所開設担当職員（地震等）ペット同行避難訓練	0.5	17
	ゼロカーボン・サーキュラーシティ研修	延 3.5	17
	自主防災会リーダー研修	0.5	42
	B P R 研修	0.5	53
	C M S 操作研修	0.5	39
	目に留まる！チラシ作り研修	延 1	41
	e - ラーニングによるマイナンバー制度入門編	60	40
	e - ラーニングによる情報連携・業務フロー編	60	23
	e - ラーニングによる情報セキュリティ	延 3 月	710
	e - ラーニングによる個人情報保護セミナー（個人情報取扱担当者）	40	60
	e - ラーニングによる個人情報保護セミナー（マイナンバー利用事務担当者）	40	71
	（管理職向け）パワーハラスメント防止研修	0.5	22
	（一般向け）パワーハラスメント防止研修	延 1	39
	手話研修	0.5	81
	第 2 回気象庁（名古屋地方気象台）による勉強会	0.5	39
	【 J - L I S 】動画研修	延 11 月	-
	熱中症対策アンバサダー講座	0.5	15
	人口レポート分析研修	0.5	36
	障がい者差別解消に関する周知・啓発講演会	0.5	18
	防災人材育成研修（防災・減災カレッジ）	延 3	38
	蒲郡市のウェルビーイングなまちづくりに向けた政策推進研修会	0.5	6
	イネーブリングシティウォーク	0.5	44
	認知症サポートー養成講座	0.5	53
	新旧対照表方式導入研修	0.5	17
		0.5	45

派遣研修	全国建設研修センター	延 20	3
	愛知県市町村振興協会研修センター主催	31.5	28
	愛知保育士研修協議会主催	延 14	6
	他市町村主催	延 2.5	13
	東三河広域連合主催	3	5
	民間団体主催	延 1年	8
自主研修	e-ラーニング（研修センター提供） 自主研究グループ活動	- -	43 12
合 計			3,126

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度

地方公務員共済組合事業	費用負担	加入団体	R6度負担金
短期給付事業（健康保険）			
長期給付事業（共済年金）	組合員の掛金 50%		
福祉事業（保健事業）	市の負担金 50%		
介護給付事業		愛知県市町村職員 共済組合	1,596,823 千円

(2) 職員互助会

主な事業	事業内容	R6事業費
共済給付事業	結婚祝金、長期勤続祝金、入学祝金、弔慰金、退会一時金 他	13,677 千円
全体事業	テーマパーク入場料補助	922 千円
クラブ補助事業	野球部を始めとする 3 クラブに対する活動費の助成	261 千円
支部事業	本庁支部を始めとする 4 支部事業に対する事業費助成	1,438 千円
職場親睦事業助成	職場親睦事業に対する助成	2,950 千円
R6 年 4 月 1 日現在会員数	1,283 人	市交付金 5,656 千円
		1 人あたり 4,408 円

(注) 1 事業費会員負担額 = 給料月額 × 3/1,000

〃 市交付金 = 事業実績による精算方式

2 公費負担事業（全体事業等）と掛金負担事業（共済給付事業）の経理区分の明確化を図っています。

(3) 安全衛生管理体制

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効果的に推進するために、蒲郡市職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

機関として、消防本部及び消防署の職場（消防）、市民病院の職場（病院）、前出の 2 つに属さない職場（本庁）においてそれぞれ安全衛生委員会を設置し、総括安全衛生管理者の指揮のもとに安全衛生に係る業務を行っています。

定期健康診断ほか主な健康管理の実施状況（R6年度）		公務災害の発生状況（R6年度）	
種類	受診者数	区分	公務災害
定期健康診断	上期（7月） 824 人	市長部局	4 件
	下期（1月） 462 人	教育委員会	5
人間ドック・脳ドック (共済組合による保健事業)	561 人	消防本部	4
			1

(4) 利益の保護の状況（R6年度）

区分	継続事案	新規事案	繰越事案
勤務条件に関する措置の要求件数	なし	なし	なし
不利益処分に関する不服申立て件数	1 件	なし	なし

(注) 公公平委員会報告事項によるものです。